

郡山市議会モニター制度実施要領

令和3年3月25日制定

[議会議務局総務議事課]

1 目的

モニター制度を実施することにより、郡山市議会（以下、「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑な運営を推進する。

2 定義

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等

3 定員 30人程度

4 資格

モニターは、次の（1）から（3）を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。ただし、郡山市内の大学・専門学校等に在籍する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。
- (2) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

5 職務

モニターは、次のうち議長が依頼した職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子的手段を含む。以下同じ。）により提出すること。
- (2) 「こおりやま市議会だより」及び市議会ウェブページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

6 提出された提言等の処理

- (1) 議長は、必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させる。
- (2) 検討結果は、原則として当該提言等を提出したモニターに通知するとともに、議長が定める方法により公表する。

7 募集方法

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

8 モニターの決定

推薦された者及び応募した者のうちから、議長が決定する。
なお、年齢・性別・居住地等に著しい偏りが生じないよう配慮する。

9 モニターの取消

次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、モニターを取り消すことができる。

- (1) 4に規定する資格を失ったとき。
- (2) 辞任の申し出があったとき。
- (3) その他、議長が必要と認めたとき。

10 任期

1年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

11 報酬等

無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

12 実施主体

実施主体は、郡山市議会広聴広報委員会とする。

附 則

この要領は、令和3年3月25日から施行する。